

交通関連のマナーと通学ルール

交通ルールは日本の法令により定められています。運転免許を取得したばかりの国内学生や国際学生にとっては、初めて知るルールもあるかもしれません。しかし、法令に違反したときは、様々な罰則や処分があります。また、学内にも通学ルールがあり、違反したときは、賞罰規程に基づき処分されます。交通ルールを違反した場合は、処罰されるだけでなく、人身に危害を与えたり、自らも事故の後遺症が残るなど、あなたの人生を大きく狂わせる恐れもあります。正しい交通ルールを理解し、快適な学生生活を送るようにしてください。

自転車の利用

自転車を買ったら防犯登録、もたらしたら登録変更しましょう

自転車を買った時は、その自転車店で防犯登録をしてください。友人などから中古の自転車を譲り受ける時には、防犯登録がしてあるかどうかを確認する必要があります。登録済みなら、登録した人の住所・氏名・生年月日・登録番号を確認し、警察署で防犯登録の変更をしてください。

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

2021年6月から大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されます。近年、APUでは自転車事故が増加しています。安全で適正な自転車の利用をお願いします。

大分県ウェブサイト <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13000/zitensyazyoure.html>

放置自転車を拾ってはいけません

ゴミ捨て場や道端に、まだ十分に使える自転車が捨てられているのを見ることがあると思います。これらの自転車は「放置自転車」と呼ばれ、誰も実際には使っていないことがあります。しかし、それらの自転車を拾って使ってはいけません。日本では、自転車は盗難防止のために登録制になっており、そのような自転車も誰かの所有物です。また、その自転車は盗難に合った結果、偶然そこに放置されている可能性があります。もし、そのような自転車に乗っていると、あなたが「自転車泥棒」になります。

こうつう 交通ルール

いんしゅううんてん 飲酒運転

道路交通法第65条に「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあり、必ず守らなければならないルールのひとつです。「車両等」には「自転車」も含まれます。従って自転車の飲酒運転も違法行為になります。そのほか、酒気を帯びている人に車両等を貸すことや、運転する予定の人に酒を飲ませたり、その車に同乗することも違反です。飲酒運転は絶対にしないでください。

【罰則】

- 酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
※車両を提供した人も同じ処罰です。
- 酒類の提供・同乗者
酒酔い運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



むめんきょううんてん 無免許運転

道路交通法第64条により、免許を持っていない人が自動車、バイク（原付バイク含む）を運転してはいけません。また、国際運転免許証の場合、「原則として日本上陸後1年」が最大の有効期間です。期限をしっかりと確認して運転に臨んでください。期限が切れた国際運転免許証は無免許と同じです。（「国際運転免許証」については、「運転免許証について」（75～79ページ）を読んでください。）

【罰則】

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

なお、無免許運転をするおそれがある者に対して自動車等を提供し、提供を受けた者が無免許運転をした場合や無免許運転であることを知りながら、自動車等を運転して自己を運送するよう要求・依頼し、無免許運転をする自動車等に同乗した場合でも無免許運転幫助として罰せられます。

【罰則】

- 自動車等の提供：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自動車等への同乗：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

スピード違反

道路交通法第22条により、最高速度が指定されている道路においては最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度を超える速度（以下の参考をご覧ください。）で走行してはいけません。

参考：法定最高速度（抜粋）

	いっばんどう 一般道	こうそくどうろ 高速道路
げんつき 原付バイク	30km/h	—
じどうりにん 自動二輪	60km/h	100km/h
けいじどうしゃ 軽自動車	60km/h	100km/h
ふつうじどうしゃ 普通自動車	60km/h	100km/h

なお、日本の場合、「原付バイク」（原動機付自転車）は、運転免許が必要です。（一部の国では、「原付バイク」に運転免許が不要ですが、日本では運転免許が必要なので誤解のないようにしてください。）

また、法定最高速度は原付バイクの場合、30km/hです。

ノーヘル・原付バイクの二人乗り

道路交通法第71条の4により、バイクに乗る方は乗車用ヘルメットを被らなければなりません。同乗者も同様です。また、道路交通法第55条により、原付バイク二人乗りは禁止されています。

これらのほかにも、「信号無視」「右側通行」などが、しばしば見受けられる交通違反です。



交通事故に遭わないために

通学に限らず、生活のあらゆる場面において、交通事故に遭わないためには細心の注意を払うことが必要です。

加害者になり、学業が続けられなくなることもあり得ますので、保険に加入するなど十分な備えも必要です。

万一、交通事故に遭ったら

①加害・被害にかかわらず、示談の話をする前に、その場から直ちに警察に電話するなどして届けてください。警察への届けがないと、損害保険などが受けられなかったり、相手から法外な治療費や修理代などを請求されることがあります。

②交通事故の相談は、まず、自分が加入している保険会社か、公的な相談窓口にご相談することをおすすめします。

おおいたけんこうつうじこそうだんじよ 大分県交通事故相談所	097-506-2166
おおいたけんこうつうあんぜんぎやうかい 大分県交通安全協会	097-532-0815
じどうしゃあんぜんうんてん 自動車安全運転センター	097-524-6420

バイクの運転について

日本でバイク（原付バイク含む）を運転する際には、①「運転免許証」と②「自賠責保険」加入が必要です。特に国際免許証でのバイクの運転について、日本では無効である国際免許証で運転していて、無免許運転として警察に検挙されるケースが多発しています。以下の説明をよく読み、無免許運転は、絶対に行わないように注意してください。学生処分の対象となります。

原付バイクも免許が必要

友人・知人からバイクを譲りうける時の注意

そのバイクがすでに「廃車」または「名義変更」手続きが完了済みかどうかを確認しましょう。手続きが未完了のバイクは譲り受けないようにしましょう。また、同時に保険の状態についても確認しましょう。「安いから」とか「タダだから」と単純に飛びつくのは止めましょう。自分のバイクを他人に譲渡などする場合も同様で、上記の手続きを完了してからにしましょう。

運転免許証について

運転するときには日本で有効な免許証を携帯しましょう。有効な免許を持たずに運転した場合は、懲役3年以下または最大50万円の罰金を支払わなければなりません。国際学生が日本でバイクを運転するには、以下のいずれかの方法で免許証を取得していることが必要です。

【方法その1】

日本の運転免許証を取得する。

日本の運転免許証の取得については、下記の場所にお問い合わせください。

大分県運転免許センター TEL：097-528-3000

<https://www.pref.oita.jp/site/keisatu/menkyo-index.html>

行き方：JR大分駅前7番乗り場（詳しくは大分バス097-532-7000で）

【方法その2】

自国の運転免許証を日本で運転できるように切り替える。

・予約なしでは審査はできません。

・希望者多数の場合、1～2ヶ月間ほど、待つ場合がありますので、

外国免許の有効期間が十分あるうちに手続きをしてください。

氏名	〇〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日生
本籍		
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	
交付	平成〇〇年〇〇月〇〇日 0 1 2 3 4	
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効	運転免許証	
免許の条件等		
番号	第 000123456789 号	
二種	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別
他	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別
二種	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別

(1) 申請条件

①有効な外国運転免許証を所持していること。

②外国の運転免許を取得後、当該国に通算して3ヶ月以上滞在していたことを証明できること。

※証明物はパスポートや在学証明書等です。(コピー書類は不可)

(2) 必要書類等

①外国運転免許証 (有効なもの)

②外国運転免許証を日本語に翻訳した文書 (当該国大使館、領事館または日本自動車連盟が作成し

たものに限る)

③本籍 (外国人にあっては国籍等) 記載の住民票 (コピー不可)

④滞在証明書 (外国免許取得後、当該国で通算3ヶ月以上滞在していたことを証明するもの。)

⑤日本の運転免許証 (現在及び過去に受けたことのある方)

⑥受験用証明写真2枚 (6ヶ月以内に撮影したもの、大きさ：縦3cm、横2.4cm、1免種につき2枚)

⑦眼鏡、コンタクトレンズ (カラーコンタクトは不可)

※適性審査 (視力検査等) がありますので、必要な方は必ず持参してください。

(3) 審査日時

①毎週月～金曜日 (祝日及び年末年始の休日を除く。)

※時間については予約制のため、事前に試験係に問い合わせてください。

②学科審査または技能審査の再受験の方の受付時間は午後1時～午後2時です。

(4) 審査内容

①書類審査

②免許取得状況の聴取

③適正試験 (視力検査等)

④学科審査 (日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ペルシャ語・タイ語・ロシア語・ベトナム語・タガログ語)

⑤技能審査 (免許センター場内コース)

(5) 手数料 (変更している可能性がありますので、各自で申し込み時に確認してください)

①試験手数料

原付免許 1,500円

ふつうめんきよ 2,550円^{えん}
普通免許

にりん だいとくめんきよ 2,600円^{えん}
二輪・大特免許

おおがた ちゅうがた じゅんちゅうがためんきよ 4,100円^{えん}
大型・中型・準中型免許

②試験車使用料 1,450円^{えん} (原付免許を除く)^{げんつきめんきよ のぞ}

③免許交付手数料 2,050円^{えん}

(6) 特例国及び地域

とくれい こく ちいき かた がっか ぎのうしんさ めんじよ
特例29か国・地域の方は学科・技能審査が免除されます。

アイスランド・アイルランド・アメリカ合衆国^{がっしゅうこく} (バージニア州^{しゅう}、ハワイ州^{しゅう}、メリーランド州^{しゅう}及びワシントン州^{しゅう}に限る)^{かぎ}・イギリス・イタリア・オーストリア・オーストラリア・オランダ・カナダ・韓国^{かんこく}・ギリシャ・スイス・スウェーデン・スペイン・スロベニア・チェコ・デンマーク・ドイツ・ニュージーランド・ノルウェー・ハンガリー・フィンランド・フランス・ベルギー・ポーランド・ポルトガル・モナコ・ルクセンブルク・台湾^{たいわん}

(2020.2.6現在)^{げんざい}

(7) その他

①初回審査は事前に予約が必要です。^{しよかいしんさ じぜん よやく ひつよう}

②申請は第一種免許に限ります。^{しんせい だいいっしゅめんきよ かぎ}

③書類は全て原本をお持ちください。コピーでは審査できません。^{しよるい すべ げんほん も しんさ}

④技能審査がある方は、運転に適した服装でお越してください。^{ぎのうしんさ かた うんでん てき ふくそう こ}

⑤日本語が話せない方は通訳人を同伴してください。^{にほんご はな かた つうやくにん どうはん}

⑥日本自動車連盟 (JAF)^{にほんじどうしゃれんめい}

がいこくうんでんめんきよしょう にほん めんきよ き か にほんごほんやくぶん い か
外国運転免許証を日本の免許に切り替えるための「日本語翻訳文」については、以下のホームページを参照してください。^{さんしやう}

お問い合わせ先 JAF 福岡支部092-841-7731 福岡県早良区室見5-12-27^{ふくおかけんさわらくむろみ}

「JAF 海外サポート翻訳文」検索サイトはこちらです。^{かいがい ほんやくぶん けんさく}

<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/switch-to-japanese-license>

※平成26年4月1日よりJAF 大分支部窓口における外国等運転免許翻訳文の即日発行は終了し

ました。

(8) 申し込み先・お問い合わせ先

おおいたけんうんでんめんきよ うんでんめんきよか
大分県運転免許センター 運転免許課

〒870-0401 大分市大字松岡6687番地 運転免許課 Tel : 097-528-3000^{おおいたしおおあさまつおか ばんち}

【方法その3】

国際免許証（ジュネーブ条約によるもの）を取得する。

ただし、有効期限が1年以内など制限が多い。

国際免許証・・・1949年ジュネーブ条約による国際免許証のみが有効。かつ、次の3点が有効であること。

① 国際免許証の種類が適正

バイクの運転には、種類Aが必要。

種類Bだけの免許では、四輪自動車のみ運転可能。バイク不可。

② 期限

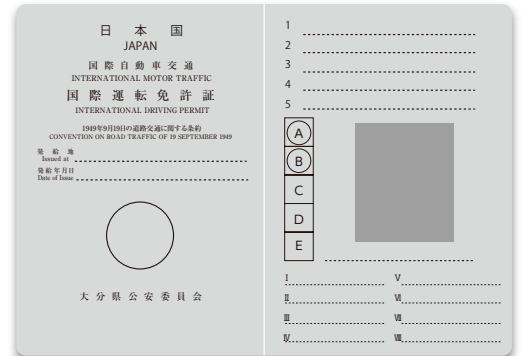
期限は、表紙のData（交付日）から1年以内。

③ 日本上陸から1年以内

日本上陸（入国）から1年以内であること。

上記の3点のうち1点でも無効な状態で運転している場合には、

無免許運転として警察に検挙され、厳しい罰則が課せられます。



こくさいうんてんめんきょしょう ゆうこう くに (じゆねーブ条約締約国一覽) こうしんび ねん がつ にち
 国際運転免許証が有効な国 (ジュネーブ条約締約国一覽) 更新日：2019年10月1日

アジア州	インド	アフリカ州	トーゴ	アメリカ州	トリニダード・トバゴ	ヨーロッパ州	ブルガリア
	カンボジア		ナイジェリア		ハイチ		ベルギー
	シンガポール		ナミビア		パラグアイ		ポーランド
	スリランカ		ニジェール		バルバドス		ポルトガル
	タイ		ブルキナファソ		ベネズエラ		マルタ
	バングラデシュ		ベナン		ペルー		モナコ
	フィリピン		ボツワナ		アイスランド		モンテネグロ
	マレーシア		マダガスカル		アイルランド		リトアニア
	ラオス人民共和國		マラウイ		アルバニア		ルクセンブルク
	大韓民国		マリ		イタリア		ルーマニア
中近東	アラブ首長国連邦	モロッコ	オーストリア	ロシア連邦			
	イスラエル	ルワンダ	オランダ	英国			
	キプロス	レソト	ギリシャ	アメリカ合衆国の海外領土 (グアム、プエルトリコ等)			
	シリア	中央アフリカ共和国	キルギス	アルバ			
	トルコ	南アフリカ	サンマリノ	ガーンジー			
	ヨルダン	オーストラリア	ジョージア	キュラソー島			
	レバノン	ニュージーランド	スウェーデン	ケイマン諸島			
アフリカ州	アルジェリア	パプアニューギニア	スペイン王国	ジブラルタル			
	ウガンダ	フィジー	スロバキア	ジャージー			
	エジプト	アメリカ合衆国	スロベニア	シント・マールテン			
	ガーナ	アルゼンチン	セルビア	フランスの海外領土 (フランス領ポリネシア等)			
	コートジボワール	エクアドル	チェコ共和国	マカオ			
	コンゴ	カナダ	デンマーク	マン島			
	コンゴ民主共和国	キューバ	ノルウェー	香港			
	シエラ・レオネ	グアテマラ	バチカン				
	ジンバブエ	ジャマイカ	ハンガリー				
	セネガル	チリ	フィンランド				
チュニジア	ドミニカ共和国	フランス					
			特別行政区等				

【注意】

- 国際免許の期限が有効でも、日本上陸 (入国) から1年を超えている場合は、運転できません。
- 国際免許を更新するためには、日本を連続して3ヶ月以上離れなければなりません。したがって、本学の学生が在学中に更新することは事実上不可能です。
- 国際免許は運転中、常に携帯しなければなりません。(不携帯の場合は無免許運転とみなされます)

【方法その4】

下記の特定 (国・地域) の運転免許証を持っている場合は、運転免許証と公的機関による翻訳文を常に携帯していれば日本でも運転することができます。ただし、有効期間や条件は国際免許と同様です。
 (エストニア、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾)

APUの通学ルールとマナーについて

通学は公共の交通機関を利用しましょう。本学では自動車通学を禁止しています。キャンパス内への無許可でのバイク・自転車の乗り入れも認めていません。

迷惑駐車（大学近隣の路上駐車、別府湾SA、高速バ

ス利用者用駐車場、APハウス他）はやめましょう。

迷惑駐車を行う学生にたいしては、大学は「警告」を

与えた上で、学生賞罰規程による「停学処分」「奨学

金停止」という厳しい処分を行う場合があります。

高速バス利用者駐車場を利用する場合は、事前・

事後にスチューデント・オフィスに届出が必要です

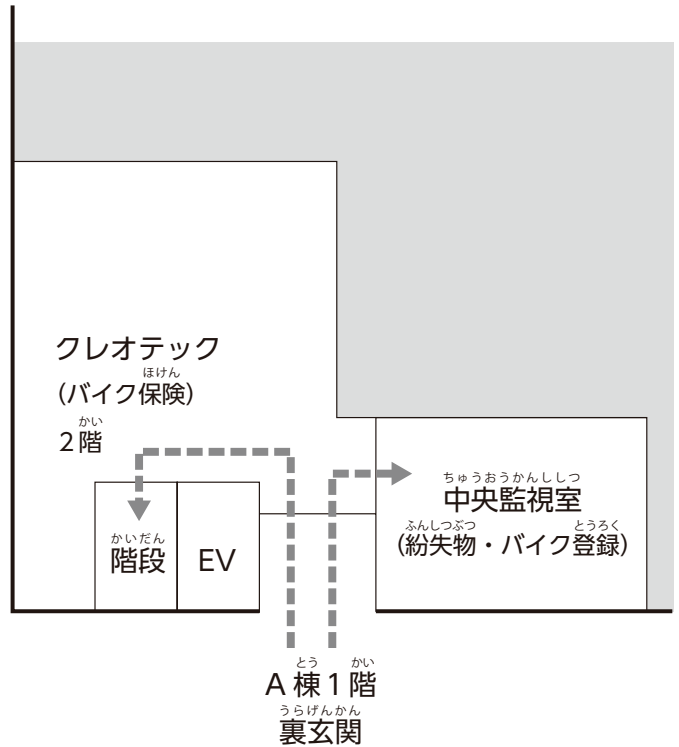
（SAと情報共有のため）。

迷惑駐輪やバイク・自転車の放置、バス停周辺への

自転車の駐輪による他の車両への通行妨害や店舗で

の利用外駐車など、最近、市民からの苦情が多くなっ

ています。



こんな場合は

- （身体に障害を持つなどの理由で）公共交通機関での通学は無理なので、車通学を許可してほしい。
⇒車通学の申請理由文書、公共交通の利用が困難と判断した医師の診断書や、その他の客観的に証明する書類、任意保険証書などを提出の上、審査が行われます。スチューデント・オフィスで相談してください。
- バイクで通学をしたい。
⇒バイク登録を行い、所定のシールをバイクに貼ることが必要です。入学時に配布した資料で、申請に必要なことを確認してください。中央監視室で手続きを行っています。
- サークル活動で荷物搬入の車を入構させたい。
⇒スチューデント・オフィスで臨時入構の申請を受付けています。許可なく入構した場合は、上記の処分の対象になることがあります。
- バスの定期を購入したい。
⇒入学直後にスチューデントユニオンで販売を行っています。日程にご注意ください。

保険の加入について

自賠責保険は、バイクによる交通事故を起こした際に、被害者の人身事故を最低限保障するための保険です。これに加入していないバイクの運転は違法です。新規バイク購入時は販売店で加入手続きをしてください。通常は販売店が代理で手続きをします。知人・友人から譲り受ける場合は、そのバイクがすでに「廃車」手続き済みか「名義変更」済みであることを確認しましょう。「自賠責保険証書」は、運転中には常に携帯していることが必要です。不携帯の場合は30万円以下の罰金、未加入の場合は50万円以下の罰金になります。APUへバイク通学をするためには、任意保険への加入（対人：無制限、対物：200万円以上、搭乗者：200万円以上）が義務づけられています。自賠責保険は、被害者の人身部分の損害（怪我等）を保障するためのものであり、被害者の物損（自動車やバイク等の損害）や運転者側の損害は保険対象となっておりません。また、交通事故での治療費は健康保険の対象にならない場合があります。そのため、物損事故や自分自身の治療費までも補償する任意保険にも加入手続きをしてください。

クレオテック（本部棟2階）で、自賠責保険・任意保険の加入手続きができます。

自賠責保険の支払い限度額

死亡の場合	3,000万円/人
後遺障害の場合	75万円/人～4,000万円/人（程度により異なります）
ケガの場合	120万円/人

（事項例）

事故状況：

Aさんがバイク運転中に、交差点で停止していたBさんのバイクに、後ろ方向から衝突する。Aさん側の過失割合が100%と判断される。

損害額負担：

Aさんが、下記損害額を全て弁済する必要がある。

Bさん（被害者）	損害	人身	
	運転者左腕骨折	治療費	100万円…(a)
	物損バイク修理費		100万円…(b)
Aさん（加害者）	損害	人身	
	運転者右腕骨折	治療費	100万円…(c)

保険適用：

- 自賠責保険 (a)のみ保障対象となる。
- 任意保険 適切な保険に加入していれば、(a)(b)(c)全てが保障対象となる。